

令和8年度 四日市市立楠中学校 部活動指導方針（～地域移行まで）

令和8年3月15日 策定

1 部活動に関する基本的な考え方

《部活動の位置づけ》

総合型地域スポーツクラブ「楠スポーツクラブ」の指導者等が単独で部活動の指導・引率に当たれるよう連携する。学校教育法施行規則を改正し、「部活動指導員」を位置付ける。

《部活動の意義》

- ①心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。
- ②大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。
- ③異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

2 部活動体制

（1）設置の部活動

陸上競技部、野球部、卓球部、ソフトテニス部
バレーボール部（女性のみ）吹奏楽部、美術創作部
※陸上、卓球部の休日の活動は、R8.4月～くすぼへ移行

（2）キャプテン・部長会議

定期的を実施し、部活動の安全指導や取り組み等について協議する。

3 部活動目標・運営等

（1）部活動目標

学年や学級の所属を離れ、共通の趣味や関心を持つ生徒で組織し、その活動を通して、技術向上の喜びや楽しさ、目標を持って仲間とともに得られる充実感や連帯感を体験的に学ばせる。
また、生涯教育の一貫として、生徒の自主性、主体性を育成する。

（2）部活動加入等について

- ①任意加入制とする。校外活動に入部している生徒も、希望により設置の部活動に加入できる。原則として3年間を通して活動する。
- ②やむを得ず転部を希望する生徒は、保護者の同意を得た上で、新旧顧問と担任の指導を受け、一定期間の仮入部の後、**転部する**。
- ③やむを得ず退部を希望する生徒は、保護者の同意を得た上で、顧問と担任の指導を受け、**退部する**。

（3）生徒引率について

- ①中体連主催・共催大会は、原則として教職員が引率する。（※陸上部を除く）
- ②練習試合、合同練習等の場合は、事前に日時・場所等を教頭に連絡し、連絡ボードに明記するか、楠中ホームページの「部活動連絡」等を活用する。
- ③設置外の中体連参加（個人種目を主とする競技）については、専門部会に出席し、引率をする必要がある場合は協力体制で行う。
※専門部会に参加…水泳、柔道、新体操、テニス等
- ④自転車による移動については、ヘルメットを着用する（学校貸出可）。

4 具体的な指導

（1）部活動指導

- ◆原則、顧問かくすぽ指導員がついて指導にあたる。必要に応じてキャプテン・部長に練習内容を連絡するとともに、部活動終了後に報告させる。
- ◆顧問不在時の活動については、原則として校内に緊急対応可能な教職員がいる場合は活動を実施する。※日曜日、休日、休業中は禁止する。

（2）部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒及び保護者に提示する。

- ①年間活動計画の作成
 - ・年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、学校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。
 - ・参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び教員の負担の観点から年間を通して精査し、参加することが望ましい。
- ②月間活動計画の作成
 - ・年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、学校長に提出して承認を受け、生徒・保護者に提示する。学校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。
- ③活動計画の周知
 - ・部活担当がくすぼへ計画表を毎月10日を目途に逡送で送付する。その後の変更は、各部の顧問から指導員へ直接連絡する。生徒へは職員室前のホワイトボードを活用する。

（3）活動時間（※市教育委員会 部活動ガイドラインより）

- ① 平日の活動時間について
 - ・放課後練習は2時間以内とし、下校完了時間を守る（右表参照）。やむを得ず活動時間が2時間を超える場合、校長の承認を得ること。ただし、実施においては生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。
 - ・朝練習を実施する場合は、計画文書等において、保護者に周知し、十分な理解を得ること。活動時間は、7時30分～8時10分とする。
- ② 週休日及び休日（長期休業期間を含む）
 - ・原則、3時間を超えない程度とする。
 - ・活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を超える場合は、平日放課後と同様※ 夏季休業期間の活動は20日程度、閉校日・年末年始は原則しない。

（4）休養日（※市教育委員会 部活動ガイドラインより）

原則、1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日または休日に設定する。
長期休業中の休養日については、1週間のうち、2日を休養日とする。

- ☆平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。
ただし、定期テスト前の部活動停止期間（テスト7日前～テスト最終日）のまとめ取りによる設定は認めない。
- ☆水曜日を「NO部活DAY」とするが、大会やコンクール前等、活動場所の関係から行う場合は、校長の承認を得るとともに、大会等の終了後に代替休養日を設けること。
- ☆3日以上の日が連続する場合、2日に対して1日の休養日を設定する。

（5）その他

- ①服装について
 - ・練習時の服装は、学校指定の体操服、もしくは部で認められたシャツとする。大会、練習試合への参加も、部で統一された服装とする。
- ②体育館、武道場の使用について（校舎内も準ずる）
 - ・鍵は、一括して顧問管理とする。また、フロアやトイレ等の清掃は、使用各部で責任をもって行う。
- ③部活動の指導において、生活指導上の問題が発生した場合、顧問、くすぽ指導員、生指、担任で協議し、保護者も交えて早急に対応する。
- ④3年生の引退後の部活動については、原則以下の通りとする。
土日祝…卒業式後、顧問の許可が出た場合に参加可能
平日…修了式後、顧問の許可が出た場合に参加可能

5 活動終了時間と下校完了時間

	活動終了時間	下校完了時間
1学期	17:30	17:45
夏季休業中	16:35	16:50
2学期～文化祭	16:45	17:00
文化祭～期末テスト	16:30	16:45
期末テスト後～冬休み	16:15	16:30
3学期	16:30	16:45

6 事故防止と安全管理

- ① 生徒の健康管理
 - 活動前に健康状態の確認をする。活動前後、休憩時に手洗いや換気を実施し、感染症対策を行う。
- ② 適切な休憩時間の設定
 - 生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努める。こまめに水分補給の時間をとり、少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設ける。
- ③ 活動スペースの確保
 - 活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導の徹底を図る。
- ④ 施設・用具等の点検
 - 活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施する。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回の点検を実施する。
- ⑤ 事故発生の場合
 - 万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取る。